【表紙】

【提出日】

【提出書類】 有価証券届出書

【発行者名】 いちよしアセットマネジメント株式会社

2025年10月14日提出

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秋野 充成

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

 【事務連絡者氏名】
 萩谷 洋昭

 【電話番号】
 03-6670-6711

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 いちよしジャパン成長株ファンド

【周山の対象とした券集(元山)内国投資 いちよしジャパノル 信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 5兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

いちよしジャパン成長株ファンド(以下「ファンド」といいます。 ・愛称として「天の川(あまのがわ)」という名称を用いることがあります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、も 信用格刊業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格刊、または信用格刊業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権と、よりにます。)。委託を持続する場合を除る。当該振禁の発行しませた。 振禁を得るといいます。)。 を得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替 受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします

基準価額につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせくださ

(5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社または「(8)申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2025年10月15日から2026年4月14日までとします。

・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス https://www.ichiyoshiam.jp/

(9)【払込期日】

・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。 ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、販売会社によって、追加設定が 行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれま

(10)【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

EDINET提出書類 いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的 いちよしジャパン成長株マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。) 受益証券への投資を通じて、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を付けます。 ファンドの基本的性格

1)商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投资対象地域		投資対 (収益の	象资産 Ͻ源泉)
			株	式
単位型投信	国	内	债	券
	海	外	不動產	捷投信
追加型投信			₹ 0 f	也資產
	内	外	()
			資産	複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2)属性区分

投資対象資產	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般	年1回	グローバル	
一版 大型株 中小型株	年2回	日本	
	年 4回	北米	
债券 一般 公债	年 6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
社債		アジア	
その他債券 クレジット属性 ()	年 12 回 (毎月)	オセアニア	
	日々	中南米	Page 50 85 980000
不動産投信	その他	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ
その他資産	()		
(投資信託証券(株 式、→般))		中近東 (中東)	
资度複合 () 资度配分固定型 资度配分变更型		エマージング	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式、一般)))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(株式)とが異なります。

< 商品分類の定義 > 1.単位型投信・追加型投信の区分 (1)単位型投信:当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをい

(2)追加型投信:一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファン ドをいう

2. 投資対象地域による区分

- (1)国内:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の 記載があるものをい
- (2)海外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の 記載があるものをいう
- (3)内外:目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があ

- (3) 対外・日間発音をは投資信託的款において、国内及び海外の資産による投資収益を契負的に源泉とする自の記載があるものをいう。
 3.投資対象資産による区分
 (1)株式:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載が あるものをいう

 - あるものをいう。
 (2)債券:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 (3)不動産投信(リート):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 (4)その他資産:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
 (5)資産複合:目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
 独立した区分

4.独立した区分

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。 (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド):「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。 (3)ETF:投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年の12年80号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信 託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

- < 補足として使用する商品分類 > (1)インデックス型:目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
 (2)特殊型:目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書 きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

- 1. 投資対象資産による属性区分
 - (1)株式

で般:次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 大型株:目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。 中小型株:目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般:次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。 公債:目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関 債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。 社債:目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをい

つ。 その他債券:目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの

でいる。 をいう。 格付等クレジットによる属性:目論見書又は投資信託約款において、上記 か、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から 「低格付債」等を併記することも可とする。 から の「発行体」による区分のほ に掲げる区分に加え「高格付債」 から

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。 (5)資産複合

(3) 頁座復河 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。 資産配分固定型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 資産配分変更型:目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。 2.決算頻度による属性区分 年1回:日論目書又は投資信託約款において、年1回は管本を見る記載がないます。

2. 決算頻度による属性区分 年1回:目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 年2回:目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。 年4回:目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。 年6回(隔月):目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。 年12回(毎月):目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 日々:目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。 その他:上記属性にあてはまらない全てのものをいう。 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。 日本:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの

をいう。 北米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。 欧州:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。 アジア:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする

の記載があるものをいう。

いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中南米:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう。

アフリカ:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記

載があるものをいう。 中近東(中東):目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の

記載があるものをいう。 エマージング:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4.投資が態による属性区分 ファミリーファンド:目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。ファンド・オブ・ファンズ:「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり:目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の 記載があるものをいう。 為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替の ヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 6.インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数:前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

パプル・ベア型:目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うととも に各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものを

いう。 条件付運用型:目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。 ロング・ショート型 / 絶対収益追求型:目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追収があるものをいう。

求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。 その他型:目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあ るいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法 人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でもご覧頂けます。 上記は、

ファンドの特色

1

わが国の金融商品取引所に上場されている株式(上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。

■マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。

2

企業規模(大型株と中小型株の区分など)に関わらず、成長性が高く、中長期的に投 資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。

- ■大型株と中小型株の投資配分については予め限定せず、マーケット環境に応じて柔軟にコントロールします。
- ■企業のライフサイクル=「創業期」、「成長期」、「成熟期」、「復活期」の各局面において、業績拡大が見込まれる銘柄を発掘し、より多くの収益機会を捉えた運用を行います。また、短期的に株価が過小(過大)評価される局面では、パフォーマンスの最大化を目指した運用を行います。
- ■今後、大きな成長が見込まれるテーマを捕捉し、それに関連する企業への投資を通じて収益獲得を目指します。

企業規模(大型株と中小型株の区分など)にこだわらない柔軟な運用

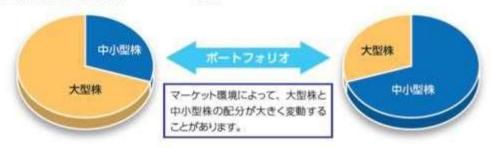
マーケット環境によって、大型株が優位な局面と中小型株が優位となる局面は交錯しますが、当ファンドでは、状況変化に応じて大型株と中小型株の組入れを柔軟に変化させることで、ポートフォリオの収益性を 追求することが出来ます。

大型株が優位な局面

- 金融緩和、景気拡大期の初動で金融相場の色彩が 強い局面
- 外国人投資家が日本株を大幅に買い越す局面
- 為替市場において円安となる(輸出製造業を中心 に業績改善が期待される)局面 など…

中小型株が優位な局面

- 豊況感が回復し、業績相場の色彩が強まる局面
- 個人投資家の取引が活発化する(株式市場の売買 代金シェアが拡大する)局面
- 新規公開が増加し、中小型株に注目が集まる局面 など…



※ 上記は資産配分のイメージ図であり、実際の資産配分を示すものではありません。

運用プロセス

ポートフォリオの構築方法

大型株については、「金融データソリューションズ」の定量評価分析ツールを活用し、中小型株については、 「いちよし経済研究所」のボトムアップ・リサーチ力を活用しながら銘柄選定を行います。

最終段階 投資銘柄の決定 更に、「いちよしアセットマネジメント」のファンドマネージャーによる個別銘柄の詳 細な調査・分析を行い、マーケット環境を考慮した上で、大型株、中小型株の配分 を定め、ポートフォリオを構築する。

第3段階 投資候補銘柄の決定 今後の大きな成長が見込まれる産業や市場、投資テーマなどを捕捉しつつ、財務体 質や収益性が良好で、業績の拡大が期待される投資候補銘柄群を「いちよしアセッ トマネジメント」のファンドマネージャーが決定。

第2段階 選定銘柄の調査 大型株

「金融データソリューションズ」の定量評価分析ツールを参考に、 情報の収集と分析を行う。

中小型株

「いちよし経済研究所」アナリストの継続的な銘柄フォローによる 調査・分析を通じて得た情報を活用する。

第1段階 成長性の高い 中小型銘柄の選定

企業のライフサイクルの各局面(創業期、成長期、成熟期、復活期)において、 業績拡大が見込まれる銘柄を選定。

上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用が行えない場合があります。 運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.ichiyoshiam.jp/work/investmentteam

[株式会社いちよし経済研究所] について

いちよし経済研究所は、いちよし証券グループのリサーチ部門として、日本の中小型成長企 業・新興市場企業に特化した調査を行っています。特に、次世代を担う成長企業を発掘し、 質の高い投資情報を投資家の皆様に迅速に提供していくことを心がけています。



「株式会社金融データソリューションズ」について



★ Premicial 株式会社 金融データソリューションズ

金融データソリューションズは、金融工学を駆使した様々なデータ分析ツール、運用モデルの開発等を行っています。 ポートフォリオ構築、リスク分析、パフォーマンス要因分析など機関投資家向けの日本株式運用業務支援アプリケーシ ョン [NPMServices* (旧サービス名: 日経ポートフォリオマスター)] を中心に、金融領域におけるシステム設計・開発、 モデル・データ開発、コンサルティング業を手掛けています。

ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象 資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年7月12日 (休日の場合は翌営業日) に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益(評価益を 含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行います。
- ※運用状況により分配金額は変動します。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

信託金限度額

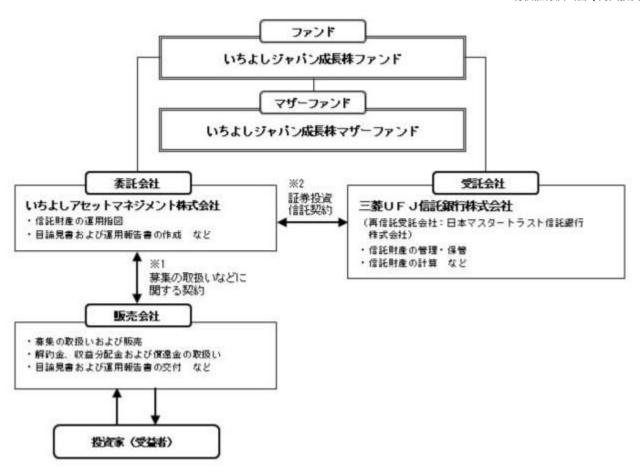
- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2018年7月13日

- ・信託契約締結、設定、運用開始
- 2023年10月13日
- ・信託期間を無期限に変更
- (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、 収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資 制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況 (2025年7月末現在)

1)資本金

490百万円

2)沿革

1986年10月30日 一吉投資顧問株式会社設立

1987年 9月 9日 投資一任認可取得

2012年 5月 1日 「いちよしアセットマネジメント株式会社」へ商号変更

2014年 1月29日 投資信託委託業 開始 2015年 5月14日 第二種金融商品取引業登録

3)大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
いちよし証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号	15,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式 (上場予定を含みます。)の中から、企業規模(大型株と中小型株の区分など)に関わらず、成長性が高く、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に実質的に投資します。マザーファンド受益証券への組入比率は、原則として高位を維持します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は、原則として信託財産総額の50%以下とすることを基本とし ます

資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等によっては、上記のような運 用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<いちよしジャパン成長株ファンド>
「いちよしジャパン成長株マザーファンド」(以下、「マザーファンド」
要投資対象とします。なお、国内の株式等に直接投資する場合があります。
投資の対象とする資産の種類 「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるもの とします

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。) イ)有価証券
 - ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条 から第23条に定めるものに限ります。) ハ)金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 -)約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

イ)為替手形

有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として親投資信託「いちよしジャパン成長株マザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。)に投資することを指図します。 1)株券または新株引受権証書

- 2)国債証券3)地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 6)資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものを
- 111ます。) 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも のをいいます。
- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいま
- 9)資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融 商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有 するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま
- 14)投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項
- 第11号で定めるものをいいます。) 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。) 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。) 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に表示されるべきもの 22)外国の者に対する権利で21)の有価証券の権利の性質を有するもの。

下「公社債」といい、13)および14)(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。 金融商品の指図範囲

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができま す。 1)預金

-) 指定金銭信託 (金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 3) コール・ローン 4) 手形割引市場において売買される手形 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図、資金の借入れを行うことが できます。

<いちよしジャパン成長株マザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場されている株式(上場予定を含みます。)を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるもの とじます

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める ものをいいます。以下同じ。
 - イ)有価証券
 - ロ)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第18条から第20条に定めるものに限ります。) ハ)金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 -)約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産 イ)為替手形 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。)に投資することを指図します。

1)株券または新株引受権証書

-) 国債証券
- 3)地方債証券
-) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5)社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付 社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。) 6)資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるも
- のをいいます。
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるも のをいいます。) 8)協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい
- ます。
- 9)資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融 商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- コマーシャル・ペーパ-
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新 株予約権証券
- 12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有 するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいま
- 14)投資証券 _ 新投資口予約権証券、投資法人債券もしくは外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項 第11号で定めるものをいいます。
- 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいいま
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書 19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に限ります。) 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。 20)抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。
- 21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証 券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の権利の性質を有するもの。 なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17) の証券または証書の うち2)から6)までの証券の性質を有するものならびに14)に記載する証券のうち投資法人債券を以 下「公社債」といい、13)および14)(新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができま

- す 。) 預金 1
- ý指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3
-)コール・ローン)手形割引市場において売買される手形
- 5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの6)外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの
- その他の投資対象と指図範囲

信用取引の運用指図、先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、有価証券の空売りの指図、有価証券の借入れの指図を行うことができます。

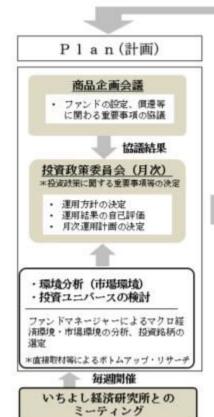
投資対象とするマザーファンドの概要

<いちよしジャパン成長株マザーファンド>

運用の基本方針		
基本方針	わが国の株式を主要投資対象とし、な運用を行います。	信託財産の中長期的な成長を目指して積極的

	_, 有価証券届出書(内国投資
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式(上場予定を含みます。)を主要 投資対象とします。
投資方針	主として、わが国の金融商品取引所に上場されている株式(上場予定を含みます。)の中から、企業規模(大型株と中小型株の区分など)に関わらず、成長性が高く、中長期的に投資魅力が高いと判断される銘柄に投資します。
	6 く う。 大型株への投資にあたっては、「株式会社金融データソリューションズ」 が開発した定量評価分析ツールを活用し、中小型株への投資にあたって は、「株式会社いちよし経済研究所」のリサーチ力を活用します。 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。
	非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額 の50%以下とすることを基本とします。
	資金動向、市況動向の急激な変化が予想される時、およびその他の要因等 によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信 託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下としま
	す。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内と
	なるよう調整を行うこととします。 委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定する ものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表 示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みま す。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法に より算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図
	をしません。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は、約款の範囲で行う ことができます。
	デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信 託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	いちよしアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3)【運用体制】





プロダクトガバナンス 委員会 社外取締役等による第三者検証 意見等を取締役会へ報告 報告 プロダクトガバナンス 会議 商品性、運用品質に係る適切 性検証・評価 情報提供等に係る検証・評価 報告 リスク管理・コンプライア ンス・商品企画業務担当 パフォーマンス分析 ポートフォリオのリスク管理 運用状況のモニタリング 法令諸規則・運用ガイドライ ンおよび約款の遵守状況のモ ニタリング、商品性検証 等

See(検証・評価)

a.Plan(計画)

Plan(計画)
ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。 投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。

b.Do(運用の実行) ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c.See(検証・評価) りスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。 取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

上記の運用体制は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。 運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。 <運用担当者に係る事項 > https://www.ichiyoshiam.jp/work/investmentteam

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年7月12日。ただし、当該日が休日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ます。

収益分配金の支払い

- 毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日ま

で)から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5)【投資制限】

- 約款に定める投資制限 <いちよしジャパン成長株ファンド> 1)マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 2)株式への実質投資割合には、制限を設けません。

 - 3)マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内と します

 - します。
 4)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 5)委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

 - 6)外貨建資産への投資は行いません。 7)デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外 には利用しません。

 - には利用しません。
 8)投資する株式等の範囲
 イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 ロ)イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
 - 9)信用取引の運用指図
 - イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 ロ)イ)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の範

 - 田内とします。

 ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る建玉の時価総額が投資信託財産の ・ 一部を決済するための指図をするものとします。
 - 10) 先物取引等の運用指図
 - イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の 取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28 条第8 項第3 号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28 条第8 項第3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28 条第8項第3 号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
 - を託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 口)委託者は、
 - 11) スワップ取引の運用指図
 - イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった 受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ 取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。 ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ

 - 間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下ハ)において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 こ)ハ)においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

 - るものとします。
 - へ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。 12)金利先渡取引の運用指図
 - - イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ

ては、この限りではありません。

- 八)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す るものとします

9。 13)有価証券の貸付の指図および範囲

-) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債
 - を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式
 - の時価合計額を超えないものとします。 2 . 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保
- 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。 口)イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 八)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとし ます。

- 14) 有価証券の空売りの指図 イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券(投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは
 - (国民) (国際 (国際) (
 - 八)投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

15)有価証券の借入れの指図

- 15) 有価証券の借入れの指図
 イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 ハ) 投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
 こ) イ) の借入れに係る品貸料は、投資信託財産中から支弁します。
 16) 資金の借入れ
 イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払

- 資金の借入れ

 イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

 ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の無約代金入金日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または要益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

 ハ)収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

 二)借入金の利息は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。

- <いちよしジャパン成長株マザーファンド>
 1)株式の投資割合には、制限を設けません。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。2)投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下と
 - します
 - 2)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
 4)委託者は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
 5)外貨建資産への投資は行いません。

 -)外貨建資産への投資は行いません。
 - 6)デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動および金利変動によ

り生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外

には利用しません。7)投資する株式等の範囲

- イ)委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに 品収引法第2 宗第10 頃に規定する金融間面取引所のよび金融間面取引法第2 宗第8 頃第3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 □)イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することができるものとします。
- することを指図することができるものとします。 8)信用取引の運用指図

- イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 ロ)イ)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の
- ・ 範囲内とします。 ハ)投資信託財産の一
- 投資信託財産の一部解約等の事由により、口)の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

9) 先物取引等の運用指図

-)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の 取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいま 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいま 9。)、行順社分類の表土物取引(金融商品取引法第28 条第8 頃第3 号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28 条第8 項第3 号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。ロ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 10)スワップ取引の運用指図

- イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
 ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 ハ)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、大路を信託財産のは経済を経済を担えないます。
- 投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、 上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本額が投資信託財産の純資産総額を超えるこ ととなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

11)金利先渡取引の運用指図

- イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ロ)金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについ ては、この限りではありません。
- 八)金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価す
- 八)金利先渡取引の評価は、自該取引突割の相子力が回場実界並やすることに乗出るたけであるものとします。
 二)委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
 ホ)11)に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内(または海外)において代表的な利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

12)有価証券の貸付の指図および範囲

- 有価証券の貸付の指図および範囲 イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債 を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式 の時価合計額を超えないものとします。 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。 ロ)イ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当す る契約の一部の解約を指図するものとします。 ハ)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

13)有価証券の空売りの指図

- イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券(投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。 ロ)イ)の指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範
- 囲内とします。
- 投資信託財産の一部解約等の事由により、口)の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。 八)投資信託財産の-

- 14) 有価証券の借入れの指図 イ) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。 ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とし

 - ます。 ハ)投資信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財 産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスクおよび留意点 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行います ので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。 したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還 金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失 は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保 護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払 いの対象とはなりません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。 そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が 生じる場合があります。

株式の発行企業の信用リスク

当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

さなくなることがあります。 流動性リスク 流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期 に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望す る価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さ い市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価 地で表現るたいことがあり其準価額の変動要因となります。

(ご注意)以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

「その他の留意点」

<グーリング・オフについて> 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37 条の6 の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。 <ファンドの流動性リスクにかかる留意点>

ファンドの流動性リスクにかかる角息点?
 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
 < 収益分配方針にかかわる留意点>
 計算期末に其準価額水準に応じて、信託物勢(海田の其本方針2、)に定める即等公配方針によりの

計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款(運用の基本方針3.)に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算

む売員益)を超えて支払われる場合があります。 したかって、収益が配金の小学は、必ずして計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。 受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。 収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払

いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。

- <ファンドの資産規模にかかる留意点> 当ファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、 適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- <法令・税制・会計制度等の変更の可能性> 法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。
- <ファミリーファンド方式にかかる留意点>

リアンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に 影響を及ぼす場合があります。

(2)リスク管理体制

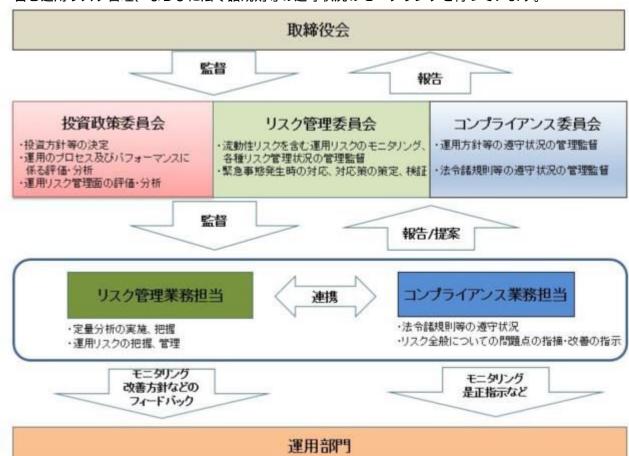
へ 全社的リスク管理

全社的リスク管理 当社では運用部門、営業部門と独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者を設置 し、会社業務におけるリスク全般のモニタリング、指導の一元化を図っています。法令諸規則等の遵 守状況およびリスク管理状況については、コンプライアンス・リスク管理部が事務局を務めるコンプ ライアンス委員会およびリスク管理委員会を通して毎月経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会 に対して全体的な活動状況を報告しています。両委員会および運用部が事務局を務める投資政策委員 会においては、法令遵守状況や各種リスク(運用リスク、事務リスク、システムリスクなど)に関す るモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策や その管理手法の指示を通して適切なリスク管理態勢の維持・向上に努めています。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理 ファンド財産について運用状況の定量分析の実施・把握および流動性リスクを含む運用リスクの管理 プアプト別座について連用状況の定量が初の実施・指揮のよび流動性リスクを含む運用リスクの管理 状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果、運用リ スクの管理状況について投資政策委員会に報告するとともにリスク管理委員会へ報告され、問題点の 原因の究明や改善策の策定が図られます。なお、流動性リスクについては、緊急時対応策の有効性検 証結果や流動性リスク管理プロセスの見直し結果についても確認を行います。

法令など遵守状況のモニタリング

選用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理部が管理を行います。問題点については投資政策委員会、コンプライアンス委員会に報告され、必要に応じて運用部門に対し是正指導が行われるなど、適切に管理・監督を行います。運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。



上記体制は2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなし て計算したものです。2020年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較で きるように作成したものです。

当ファンド 2020年8月末~2025年7月末





- *全ての責産クラスが当フデイの投資対象とは限りません。 *各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したも
- のです
- 決算日に対応した数値とは異なります。当ファンペは分配金再投資基準価額の機落率です。

参分配金再投資基準値額は、NS前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準値額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして 算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ペース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興協株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ペース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド (円ペース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網 麗性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因 する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰職します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファン ドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお 問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%(税抜3.0%)が上限となっております。

いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額としま
- す。 く分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。 数については、申込手数料はかかりません。 トの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません

信託財産留保額

解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.584%(税抜1.44%)の率 を乗じて得た額とします。 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします

	<u>02000</u>		
	運用管理費用(信託報酬)の配分		
委託会社	年率0.770%(税抜0.70%)		
販売会社	年率0.770%(税抜0.70%)		
受託会社	年率0.044%(税抜0.04%)		

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ 月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末(当該日が休業日の場合は翌営業日) または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

- ・当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費 用および当ファンドの借入金利息。
- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。 ・信託財産の財務諸表の監査にかかる費用(消費税等相当額を含みます。)は、委託会社が当該費用にか かる金額をあらかじめ合理的に見積もったうえ、計算期間を通じて毎日、一定率または一定金額にて計 上するものとします
- ・委託会社による信託財産の管理、運営にかかる以下の費用は、計算期間を通じて、当該費用にかかる消費ができませる。 費税等に相当する金額とともに、 1 法律顧問、税務顧問への報酬 毎日計上するものとします。

 - 2 . 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出等にかかる費用 3 . 目論見書の作成、印刷および交付等にかかる費用 4 . 運用報告書の作成、印刷および交付等にかかる費用

 - 5 . 信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付等にか かる費用
 - 6 . この信託契約にかかる受益者に対して行う公告等にかかる費用
 - その他信託事務の管理、運営にかかる費用
- 上記の監査費用および運営にかかる費用とその消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了
- のときに信託財産中から支払われます。 その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。 監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示するこ とができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象とな

ります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが 異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 個人受益者の場合

1)収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%(所得税15.315% および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用があります。)のいずれかを選択することもできます。

2)解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)*については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みませ

す。)を控除した利益 確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場 株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)と損益 通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利 子所得(申告分離課税を選択したものに限ります。)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算

が可能です。 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を 上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および

正成として、毎年、 足額の配置と新たに購入した公募株式投資信託などがら至りる配当所得のよび 譲渡所得が無期限で非課税となります。 ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するな ど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

と、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 法人受益者の場合 1)収益分配金、解約金、償還金に対する課税 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について は配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された 税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2)益金不算入制度の適用

- ^ 益金木算入制度は適用されません。 買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

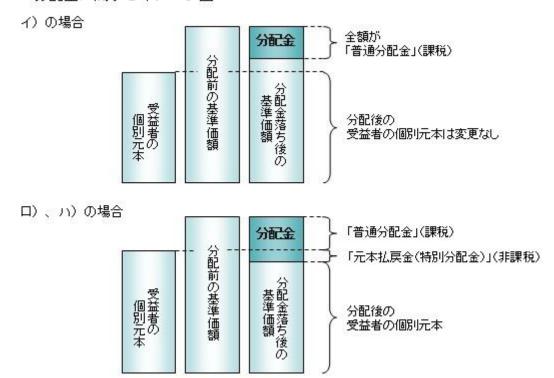
個別元本

- 1)各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれませ

- 普通分配金と元本払戻金(特別分配金) 1)収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

 - イ)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。 口)収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。 ハ)収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。
 - 者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。 上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変 更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧め します。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2024年7月13日~2025年7月14日

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率	
1.60%	1.58%	0.02%	

(表示桁数未満を四捨五入)

- ※ 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。 消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額(1□当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※ 当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。
- ※ これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【いちよしジャパン成長株ファンド】

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	19,077,294,644	99.59
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		79,123,060	0.41
合計(純資産総額)		19,156,417,704	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本		いちよしジャパン成長株マザーファ ンド	11,307,743,847	1.6245	18,369,598,094	1.6871	19,077,294,644	99.59

口.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.59
合計	99.59

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別		純資産総額	(百万円)	1口当たり純資産額(円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末	(2019年 7月12日)	1,239	1,239	0.8944	0.8944
第2計算期間末	(2020年 7月13日)	806	806	1.0139	1.0139
第3計算期間末	(2021年 7月12日)	11,644	11,644	1.3127	1.3127
第4計算期間末	(2022年 7月12日)	16,881	16,881	1.1311	1.1311
第5計算期間末	(2023年 7月12日)	18,700	18,700	1.3253	1.3253
第6計算期間末	(2024年 7月12日)	21,489	21,489	1.6036	1.6036
第7計算期間末	(2025年 7月14日)	18,578	18,578	1.4652	1.4652
	2024年 7月末日	20,444		1.5258	
	8月末日	19,927		1.4868	
	9月末日	19,666		1.4722	
	10月末日	19,619		1.4765	
	11月末日	19,237		1.4527	
	12月末日	19,783		1.5028	
	2025年 1月末日	19,594		1.4984	
	2月末日	18,254		1.4035	
	3月末日	17,882		1.3824	
	4月末日	17,905		1.3887	
	5月末日	18,808		1.4669	
	6月末日	18,961		1.4887	
	7月末日	19,156		1.5204	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	2018年 7月13日~2019年 7月12日	0.0000
第2期	2019年 7月13日~2020年 7月13日	0.0000
第3期	2020年 7月14日~2021年 7月12日	0.0000
第4期	2021年 7月13日~2022年 7月12日	0.0000
第5期	2022年 7月13日~2023年 7月12日	0.0000
第6期	2023年 7月13日~2024年 7月12日	0.0000
第7期	2024年 7月13日~2025年 7月14日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1期	2018年 7月13日~2019年 7月12日	10.56
第2期	2019年 7月13日~2020年 7月13日	13.36
第3期	2020年 7月14日~2021年 7月12日	29.47
第4期	2021年 7月13日~2022年 7月12日	13.83
第5期	2022年 7月13日~2023年 7月12日	17.17
第6期	2023年 7月13日~2024年 7月12日	21.00
第7期	2024年 7月13日~2025年 7月14日	8.63

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	2018年 7月13日~2019年 7月12日	1,711,839,246	326,609,661
第2期	2019年 7月13日 ~ 2020年 7月13日	1,910,919	591,472,722
第3期	2020年 7月14日~2021年 7月12日	9,134,695,769	1,060,391,749
第4期	2021年 7月13日~2022年 7月12日	8,123,908,210	2,069,327,401
第5期	2022年 7月13日~2023年 7月12日	3,686,078,131	4,500,196,294
第6期	2023年 7月13日~2024年 7月12日	2,602,001,355	3,311,575,259
第7期	2024年 7月13日~2025年 7月14日	492,135,109	1,213,202,966

⁽注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

いちよしジャパン成長株マザーファンド

以下の運用状況は2025年 7月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	18,778,696,170	98.43
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		298,930,248	1.57
合計(純資産総額)		19,077,626,418	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国· 地域	種類	2017 Y P 7 I I I I I I I I I I I I I I I I I I	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	204,300	3,589.00	733,232,700	3,682.00	752,232,600	3.94
日本	株式	TDK	電気機器	392,000	1,663.00	651,896,000	1,857.00	727,944,000	3.82
日本	株式	大和ハウス工業	建設業	133,500	4,953.00	661,225,500	5,004.00	668,034,000	3.50
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	237,500	2,531.50	601,231,250	2,696.50	640,418,750	3.36
日本	株式	キーエンス	電気機器	10,400	54,943.09	571,408,221	55,200.00	574,080,000	3.01
日本	株式	テルモ	精密機器	206,600	2,445.50	505,240,300	2,561.00	529,102,600	2.77
日本	株式	富士フイルムホールディン グス	化学	160,900	2,994.50	481,815,050	3,156.00	507,800,400	2.66
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	10,800	44,140.00	476,712,000	46,380.00	500,904,000	2.63
日本	株式	НОҮА	精密機器	26,000	18,170.00	472,420,000	19,180.00	498,680,000	2.61
日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	413,800	1,101.50	455,800,700	1,203.50	498,008,300	2.61
日本	株式	信越化学工業	化学	105,200	4,657.00	489,916,400	4,395.00	462,354,000	2.42
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	35,800	10,260.00	367,308,000	11,810.00	422,798,000	2.22
日本	株式	日本電気	電気機器	91,400	3,848.00	351,707,200	4,399.00	402,068,600	2.11
日本	株式	三井不動産	不動産業	263,000	1,381.33	363,292,391	1,358.50	357,285,500	1.87
日本	株式	ディスコ	機械	7,600	44,266.55	336,425,833	45,550.00	346,180,000	1.81
日本	株式	デンソー	輸送用機 器	161,700	1,970.50	318,629,850	2,056.00	332,455,200	1.74
日本	株式	ニデック	電気機器	114,000	2,667.60	304,107,296	2,913.00	332,082,000	1.74
日本	株式	東京応化工業	化学	77,500	4,029.00	312,247,500	4,162.00	322,555,000	1.69
日本	株式	オリックス	その他金融業	94,500	3,331.00	314,779,500	3,400.00	321,300,000	1.68
日本	株式	三井物産	卸売業	101,100	3,044.74	307,824,012	3,100.00	313,410,000	1.64
日本	株式	三菱UFJフィナンシャ ル・グループ	銀行業	148,200	1,992.50	295,288,500	2,110.50	312,776,100	1.64
日本	株式	ダイキン工業	機械	15,900	18,880.00	300,192,000	18,625.00	296,137,500	1.55
日本	株式	村田製作所	電気機器	130,000	2,123.50	276,055,000	2,267.50	294,775,000	1.55
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	10,600	26,504.65	280,949,368	27,330.00	289,698,000	1.52
日本	株式	三井住友フィナンシャルグ ループ	銀行業	70,400	3,638.00	256,115,200	3,855.00	271,392,000	1.42
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	43,900	5,792.00	254,268,800	6,124.00	268,843,600	1.41
日本	株式	ショーボンドホールディン グス	建設業	55,000	4,732.00	260,260,000	4,830.00	265,650,000	1.39
日本	株式	アシックス	その他製品	72,800	3,620.00	263,536,000	3,568.00	259,750,400	1.36
日本	株式	ジャパンマテリアル	サービス 業	184,300	1,394.75	257,053,628	1,395.00	257,098,500	1.35
日本	株式	スマレジ	情報・通 信業	75,900	3,280.00	248,952,000	3,355.00	254,644,500	1.33

口 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	5.20
		食料品	0.98
		繊維製品	1.28

化学	15.39
医薬品	1.52
ガラス・土石製品	0.36
機械	3.85
電気機器	22.45
輸送用機器	5.10
精密機器	5.39
その他製品	1.3
陸運業	2.0
海運業	0.5
情報・通信業	8.4
卸売業	2.8
小売業	5.3
銀行業	3.0
保険業	4.5
その他金融業	1.6
不動産業	2.7
サービス業	4.2
	98.4

投資不動産物件 該当事項はありません。

合計

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

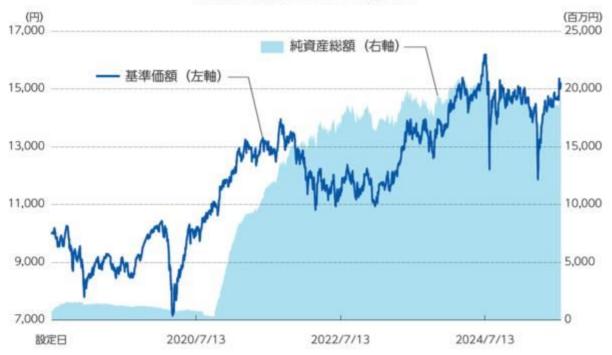
参考情報

運用実績 (2025年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移

基準価額 15,204_円 純資産総額 19,156百万円

2018年7月13日~2025年7月31日



※ 基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

	決算日	分配金
第3期	2021年7月12日	0円
第4期	2022年7月12日	0円
第5期	2023年7月12日	0円
第6期	2024年7月12日	0円
第7期	2025年7月14日	0円
	設定来累計	0円

※ 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

	証券コード	銘柄名	事業内容	業種	比率 (%)
1	6758	ソニーグループ	AV機器大手で、ゲーム&ネットワークサービス、音楽、映画、エンタテインメント・テクノロ ジー&サービス、イメージング&センシング・ソリューション、金融事業など様々な分野で事業 を展開しています。	電気機器	3.9
2	6762	TDK	総合電子部品メーカーで、セラミックコンデンサ、アルミ電解コンデンサなどの受動部品。 墓 度センサ、圧力センサなどのセンサの用製品、高性能破別ヘッドなどの破別の用製品、リチウ ムイオン電池などのエナジー応用製品事業などを展開しています。	電気機器	3.8
3	1925	大和ハウス工業	国内大手の住宅総合メーカーで、注文任宅、分譲住宅などの住宅事業、直通行宅事業、直通店舗事業、事務所・工理などの事業施設を建築する建築事業、マンション事業、両生可能エネルギー発電所の設計・施工や電力が売などの環境エネルギー事業、最外事業などを展開しています。	建設業	3.5
4	7203	トヨタ自動車	世界最大手の自動車メーカーです。各部ごとに異なるエネルギー事情を老庫し、旺VパケテリーEV、 PNEV (ブラグインハイブリッド車)、HEV (ハイブリッド車)、KE (水燃機等自動車)、 本書:燃料電池車、水素エンジン) などを開発しており、2050年のカーボンニュートラルに向けた取り組みを進めています。	輸送用機器	3.4
5	6861	キーエンス	FA(ファクトリー・オートメーション) 総合メーカーで、目社工場を持たないファブレス体制 であり、歌商店の約7周が世界初、業界初の対域帰植の高い製品を修作しています。代理店を 介さない機能は新年整備しており、目動車・手導体・電子・電気機能・通信・機能など幅広い 業権の側とと助う実績があり、世界46かは、250の販売能点を有しています。	電気機器	3.0
6	4543	テルモ	医療機器メーカー大手で、心臓血管カンパニー、メディカルケアソリューションズカンパニー。 由液・局数テクノロジーカンパニーの3つのカンパニーで事業期間しています。心臓や下筋の血 勢の疾患に対するカテーテル診断・光線と、カテーテルを介した計観が人の化学療法の損略に 数品を提供する115 (テルモ・インターペンショナル・システムズ) 事業などを翻開しています。	精密機器	2.8
7	4901	富士フイルムホールディングス	X募所権診断機器。CT、MRなどのメディカルシステムとパイオCDMO (医薬児間発表)を受軽機関)などのヘルスケア、半導体材料などのエレクトロニクス、複合機などのビジネスイノペーション、インスタントカメラ、デジタルカメラなどのイメージング事業などを設開しています。	化学	2.7
8	9983	ファーストリテイリング	「ユニクロ」、「ジーユー」などのブランドを展開し、アパレル製造小売業として世界第3位の売上規模です。LifeWear (宍橋の前投着) という脳の概念を繋げ、グローバルで正確開降を行っており、即内外のブルーブ連絡数は3,668店にのぼります。	小売業	2.6
9	7741	НОҮА	メガネレンズ、コンタクトレンズ、医療用内根線、CSP機用能内レンズなどのライフケア事業、 半導体の回路パターンをウエハに転写する際の原版となるマスクプランクス・フォトマスク、 FPD用フォトマスク、HDD用ガラス基板などを製造・販売する情報・通信事業を観覧しています。	精密機器	2.6
10	8750	第一生命ホールディングス	国内保険事業、高外保険事業と、新規事業、アセットマネジメント事業などの非保険事業を認明 する国内生保大手です。新中期経営計画では2026年度にプループ修正利益4500億円、修正 RCE129以上、顧客数国内的3,750万名、遵外約4,500万名の目標を増了ています。	保険業	2.6

[※] 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

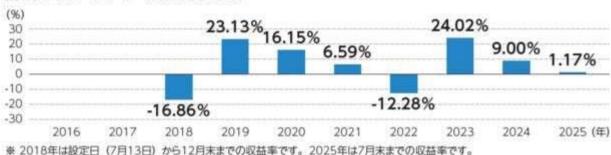
組入上位5業種

	業種	比率 (%)
1	電気機器	22.8
2	化学	15.6
3	情報・通信業	8.6
4	小売業	5.5
5	精密機器	5.5

[※] 比率は、マザーファンドが組入れている株式の評価額の合計を100%として計算した値です。

年間収益率の推移

当ファンドにベンチマークはありません。



- - ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (1)申込方法
- 販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2)コースの選択

いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

収益分配金の受取方法によって、<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>と<分配金受取りコース(一般コース)>の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。
<分配金再投資コース(自動けいぞく投資コース)>

収益分配金を再取りコース(一般コース)>

<分配金受取りコース(一般コース)> - 収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3)申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4)取扱時間

原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分としま ਰ

。 販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5)申込金額

取得申込受付日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等 相当額を加算した額です。

(6)申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 (7)申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(8)受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所 における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情がある ときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すこ とができます

かできます。 金融商品取引法第 2 条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロ に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金(解約)手続等】

<解約請求による換金>

(1)解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分としま व

販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3)解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約 には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

(4)解約価額

解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した 価額とします。 ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス https://www.ichiyoshiam.jp/

(5) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。 「課税上の取扱い」をご覧ください。 詳しくは、

(6)解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせくださ

- 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると きは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができま
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基 準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出

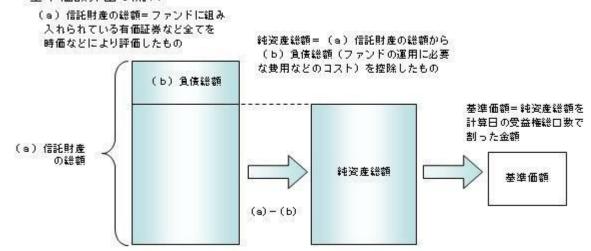
いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を 評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総 口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがありま す。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部 償却原価法により評価します。

< 主な資産の評価方法 > マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

いちよしアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6670-6711

午前9時~午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

ホームページ アドレス https://www.ichiyoshiam.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(2018年7月13日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了 させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年7月13日から翌年7月12日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日 を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

信託の終了 (繰上償還)

- 1)委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させること ができます。
 - イ)受益者の解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合ロ)繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

 - 八)やむを得ない事情が発生したとき
- 2)この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3)委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰 上償還させます
 - イ)信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合口)監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

 - 八)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、 書面決議で可決された場合、存続します。)

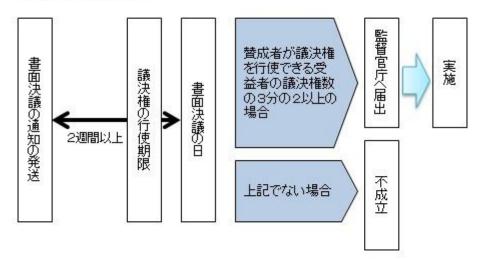
- 二)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして
- 解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき 4)繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。 償還金について
- ・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。

- 合は翌宮業日)から起鼻して5宮業日まで)から受益者に支払います。 ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。 信託約款の変更など 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託 会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下 「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託 会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。 2)この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを 除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。) 3)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決 議」の規定を適用します。
- 議」の規定を適用します。

書面決議

- 1)繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2 週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送し
- 2)受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3)書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行 ないます。
- 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書 面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。 4)繰上償還、
-) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおい て併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6)当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者 からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告 公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス https://www.ichiyoshiam.jp/ なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日

運用報告書の作成

- 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状 況などを記載した運用報告書を作成します。 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書 (全体版)の交付請求があった場合には、交付します。 ホームページ アドレス https://www.ichiyoshiam.jp/ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、 1.他の受益者の氏名または名称および住所 受益者は、 次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 2.他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

- 受益者の有する主な権利は次の通りです。 (1)収益分配金・償還金受領権 ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有 Ûます。
 - ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2)解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができま

す。 (3)帳簿閲覧権 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2024年7月13日から 2025年7月14日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【いちよしジャパン成長株ファンド】

(1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第6期 2024年 7月12日現在	第7期 2025年 7月14日現在
		2025年7月14日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	95,231,791	92,599,904
親投資信託受益証券	21,386,310,866	18,485,478,469
未収入金	180,926,680	162,361,474
未収利息	26	887
流動資産合計	21,662,469,363	18,740,440,734
資産合計	21,662,469,363	18,740,440,734
負債の部		
流動負債		
未払解約金	8,477,731	13,283,621
未払受託者報酬	4,449,917	4,017,295
未払委託者報酬	155,746,850	140,605,312
その他未払費用	3,929,616	3,709,286
流動負債合計	172,604,114	161,615,514
負債合計	172,604,114	161,615,514
純資産の部		
元本等		
元本	13,400,860,544	12,679,792,687
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	8,089,004,705	5,899,032,533
(分配準備積立金)	4,740,342,851	4,358,939,661
元本等合計	21,489,865,249	18,578,825,220
純資産合計	21,489,865,249	18,578,825,220
負債純資産合計	21,662,469,363	18,740,440,734

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第6期 自 2023年 7月13日 至 2024年 7月12日	第7期 自 2024年 7月13日 至 2025年 7月14日
営業収益		
受取利息	2,892	209,001
有価証券売買等損益	4,143,166,301	1,554,287,268
営業収益合計	4,143,169,193	1,554,078,267
支払利息	85,405	-
受託者報酬	8,581,085	8,407,823
委託者報酬	300,337,970	294,273,834
その他費用	3,929,616	3,709,286
営業費用合計	312,934,076	306,390,943
営業利益又は営業損失()	3,830,235,117	1,860,469,210
経常利益又は経常損失()	3,830,235,117	1,860,469,210
当期純利益又は当期純損失()	3,830,235,117	1,860,469,210
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	233,320,455	174,281,307
期首剰余金又は期首欠損金()	4,590,547,127	8,089,004,705
剰余金増加額又は欠損金減少額	981,074,812	219,078,384
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	981,074,812	219,078,384
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,079,531,896	722,862,653
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	1,079,531,896	722,862,653
分配金	<u> </u>	_
期末剰余金又は期末欠損金()	8,089,004,705	5,899,032,533

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

9. 3/エル /
親投資信託受益証券
移動平均法に基づき、時価で評価しております。
時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
有価証券売買等損益
約定日基準で計上しております。
と当ファンドの計算期間は原則として、毎年7月13日から翌年7月12日までとなってお
ります。ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)
が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものといたしますので、
当計算期間は2024年 7月13日から2025年 7月14日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	第6期			第7期	
	2024年 7月12日現在			2025年 7月14日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総数	1		計算期間の末日における受益権の総数	Į.
	13,400,860	,544□			12,679,792,687口
2.	計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	頁 2	١.	計算期間の末日における1単位当たりの	の純資産の額
	1口当たり純資産額 1.0	6036円		1口当たり純資産額	1.4652円
	(10,000口当たり純資産額) (16,0	036円)		(10,000口当たり純資産額)	(14,652円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

 <u> 摂血及び制ホ並計昇音に関する注記</u>	<i>.</i>			
第6期			第7期	
自 2023年 7月13日			自 2024年 7月13日	
至 2024年 7月12日			至 2025年 7月14日	
分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	270,662,118円	Α	費用控除後の配当等収益額	32,631,342円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後	3,326,252,544円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
C 収益調整金額	3,348,661,854円	С	収益調整金額	1,609,357,024円
D 分配準備積立金額	1,143,428,189円	D	分配準備積立金額	4,326,308,319円
E 当ファンドの分配対象収益額	8,089,004,705円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	5,968,296,685円
F 当ファンドの期末残存口数	13,400,860,544	F	当ファンドの期末残存口数	12,679,792,687口
G 10,000口当たり収益分配対象額	6,036円	G	10,000口当たり収益分配対象額	4,706円
H 10,000口当たり分配金額	0円	Н	10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額	0円	ı	収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 自 2023年 7月13日 至 2024年 7月12日	第7期 自 2024年 7月13日 至 2025年 7月14日
	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及びリスク		同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制		同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期	第7期
以 口	2024年 7月12日現在	2025年 7月14日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその	貸借対照表計上額は期末の時価で計上し	同左
差額	ているため、その差額はありません。	ļ

2. 時価の算定方法 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第6期 自 2023年 7月13日 至 2024年 7月12日	第7期 自 2024年 7月13日 至 2025年 7月14日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,936,760,167	1,365,417,591
合計	3,936,760,167	1,365,417,591

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期	第7期
自 2023年 7月13日	自 2024年 7月13日
至 2024年 7月12日	至 2025年 7月14日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないた	
め、該当事項はございません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

項目	第6期 自 2023年 7月13日 至 2024年 7月12日	第7期 自 2024年 7月13日 至 2025年 7月14日
投資信託財産に係る元本の状況 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	14,110,434,448円 2,602,001,355円 3,311,575,259円	492,135,109円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表(2025年7月14日現在)

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	いちよしジャパン成長株マザーファンド	11,378,479,915	18,485,478,469	
	合計	11,378,479,915	18,485,478,469	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「いちよしジャパン成長株マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の

部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお2025年 7月14日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

「いちよしジャパン成長株マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

いちよしジャパン成長株マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

	2024年 7月12日現在	2025年 7月14日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	753,307	536,684
コール・ローン	1,088,350,254	962,641,045
株式	21,076,661,380	18,073,786,050
未収入金	383,040,524	630,208,010
未収配当金	13,437,400	24,849,400
未収利息	298	9,230
流動資産合計	22,562,243,163	19,692,030,419
資産合計	22,562,243,163	19,692,030,419
負債の部		
流動負債		
未払金	994,996,586	1,044,101,038
未払解約金	180,926,680	162,361,474
流動負債合計	1,175,923,266	1,206,462,512
負債合計	1,175,923,266	1,206,462,512
純資産の部		
元本等		
元本	12,208,192,069	11,378,479,915
剰余金		
剰余金又は欠損金()	9,178,127,828	7,107,087,992
元本等合計	21,386,319,897	18,485,567,907
純資産合計	21,386,319,897	18,485,567,907
	22,562,243,163	19,692,030,419

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な云計力軒に係る事項に関す	(る)土記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
	時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等の提示するのでは、それに表するででは、それにます。
2.収益及び費用の計上基準	価額、価格情報会社の提供する価額で評価しております。 受取配当金
2:松血及び貝用の計工坐十	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

	ミ旧が流化に戻する/エル /				
	2024年 7月12日現在			2025年 7月14日現在	
1.	計算期間の末日における受益権の総額	数	1.	計算期間の末日における受益権の総	数
		12,208,192,069口			11,378,479,915
2 .	計算期間の末日における1単位当たり	の純資産の額	2.	計算期間の末日における1単位当たり)の純資産の額
	1口当たり純資産額	1.7518円		1口当たり純資産額	1.6246円
	(10,000口当たり純資産額)	(17,518円)		(10,000口当たり純資産額)	(16,246円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1百 日	自 2023年 7月13日	自 2024年 7月13日
項目	至 2024年 7月12日	至 2025年 7月14日

			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
1	. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2	. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが投資する金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、(有価証券に関する注記)の売買目的有価証券に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3	. 金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス・リスク管理部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。 また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。	同左

金融商品の時価等に関する事項

東京可用の町回行に対する事項		
項目	2024年 7月12日現在	2025年 7月14日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその 差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2 . 時価の算定方法	有価証券	有価証券
	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債 務	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債 務
	これらは短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似しているため、当該金融商品 の帳簿価額を時価としております。	同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	自 2023年 7月13日 至 2024年 7月12日	自 2024年 7月13日 至 2025年 7月14日				
作生共	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)				
株式	3,328,980,068	381,094,833				
合計	3,328,980,068	381,094,833				

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(周廷当事首との扱うに属する圧む)	
自 2023年 7月13日	自 2024年 7月13日
至 2024年 7月12日	至 2025年 7月14日
	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないた	
め、該当事項はございません。	

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(元本の移動)

_()[[中()][[[[]]]]		
項目	自 2023年 7月13日 至 2024年 7月12日	自 2024年 7月13日 至 2025年 7月14日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首	2023年 7月13日	2024年 7月13日
期首元本額	13,044,320,083円	12,208,192,069円
期中追加設定元本額	1,151,468,459円	263,324,909円
期中一部解約元本額	1,987,596,473円	1,093,037,063円
元本の内訳		
いちよしジャパン成長株ファンド	12,208,192,069円	11,378,479,915円

附属明細表

第 1 有価証券明細表 (2025年 7月14日現在) (1)株式

(単位:円)

接続 柄 株式数					(単位:円)
乗終工業 25,000 4,055.00 101,375,000	盆 柄	株式数	1		備考
大和ハウス工業 140,300 4,953.00 694,905,900	 ショーボンドホールディングス	66,400	4,732.00	314,204,800	
寿スピリッツ 18,200 2,086.50 37,974,300 コテレイ 20,800 1,794.00 37,315,200 東レ 148,900 1,003.00 149,346,700 ゴールドウイン 4,600 8,028.00 36,928,800 クラレ 20,300 1,839.00 37,331,700 日産化学 8,300 4,477.00 37,159,100 トクヤマ 111,900 3,171.00 37,734,900 信越化学工業 105,200 4,867.00 499,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,784,600 27,946.00 37,936,000 第末房化工業 77,500 4,029.00 31,247,500 第末房化工業 77,500 4,029.00 31,247,500 日産化学 118,2634,700 日本のサールルボールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 第末房化工業 77,500 4,029.00 31,247,500 日本のサールルボールディングス 57,300 2,064.00 142,634,700 日本のサールルボールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 日本のサールルボールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 日東京防健工業 5,200 4,865.00 25,298,000 中外製薬 5,990 2,717.00 162,748,300 日東京防健 14,000 6,610.00 32,300,000 第三三共 11,600 33,338.00 38,720,800 日東京防健 14,000 6,610.00 92,540,000 日東京防健 14,000 6,610.00 92,540,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,300,000 日東下が増 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東下が増 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東下が増 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,540,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,540,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,540,000 日東京防健 14,000 6,610.00 33,372,800 日東京防健 14,000 6,610.00 32,3171,000 日東京防健 14,000 6,610.00 32,540,000 日東京防健 14,000 6,610.00 33,380.00 33,720,800 日東京防健 14,000 6,610.00 32,540,000 日東京防健 14,000 6,610.00 33,380.00 33,720,800 日東京防健 14,000 6,610.00 33,370,000 33,720,800 日東京防健 14,000 6,610.00 33,380.00 33,720,800 日東京防健 14,000 6,610.00 33,380.00 33,720,800 日東京防健 14,000 6,610.00 33,380.00 33,720,800 日東京防健 14,000 6,610.00 32,540,000 33,770,600 33,370,000 33,770,600 47ピデン 50,800 6,607.00 33,380.00 311,960,000 311,960,	東鉄工業	25,000	4,055.00	101,375,000	
東レ 20,800 1,794.00 37,315,200 東レ 148,900 1,003.00 149,346,700 ゴールドウイン 4,600 8,028.00 36,928,800 クラレ 20,300 1,839.00 37,331,700 日産化学 8,300 4,477.00 37,159,100 トクヤマ 11,990 3,171.00 37,734,900 法版ソーダ 82,700 1,834.00 151,671,800 信能化学工業 105,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 回担化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 また以上村工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 177,700 2,984.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東京活化工業 5,200 4,865.00 118,267,200 日本土イルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 日本財工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東京活化工業 7,700 4,029.00 312,247,800 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 ホモエ 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 ま土フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 中外製薬 5,200 4,865.00 25,298,000 サルタ製薬 5,200 4,865.00 33,383.00 38,720,800 日東財精 14,000 6,610.00 92,540,000 ボイスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ゲイキン工業 15,900 18,880.00 30,192,000 ボンザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 31,367,400 日立製作所 27,800 4,088.00 113,674,200 日立製作所 27,800 4,088.00 104,080 00 113,674,200 日立製作所 27,800 4,088.00 400,961,600	大和ハウス工業	140,300	4,953.00	694,905,900	
乗レ 148,900 1,003.00 149,346,700 ゴールドウイン 4,600 8,028.00 36,928,800 クラレ 20,300 1,839.00 37,331,700 日産化学 8,300 4,477.00 37,159,100 トクヤマ 111,900 3,171.00 37,734,900 長板シーダ 82,700 1,834.00 151,671,800 信値化学工業 105,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 日東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 172,5730 2,064.00 118,267,200 富土フイルムホールディングス 160,900 2,946.00 118,267,200 富土フイルムホールディングス 160,900 2,945.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東京合化工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製業 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡婦 14,000 6,610.00 92,540,000 日東紡婦 14,000 6,610.00 92,540,000 日東紡婦 14,000 6,610.00 92,540,000 日東がザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 日立製作所 27,800 4,089.00 31,92,000 ホンザキ 7,200 5,238.00 31,92,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	寿スピリッツ	18,200	2,086.50	37,974,300	
ゴールドウイン 4,600 8,028.00 36,928,800 クラレ 20,300 1,839.00 37,331,700 日産化学 8,300 4,477.00 37,159,100 トクヤマ 111,900 3,171.00 37,734,900 大阪ソーダ 82,700 1,834.00 151,671,800 信格化学工業 105,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 ま井化学 25,600 3,435.00 87,936,000 東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 147,152,000 花正 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富士フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,560.00 第2,298.00 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第三士共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 「ディスコ 7,300 44,270.00 32,3171,000 がオーン工業 15,900 18,880.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 31,46,600 の オンザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 31,46,600 の オンザキ 7,200 5,238.00 31,92,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 日並製作所 27,800 4,099.00 38,320,600 日並製作所 27,800 4,099.00 31,800.00 第6,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 日立製作所 27,800 4,099.00 38,320,600 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	ニチレイ	20,800	1,794.00	37,315,200	
フラレ 20,300 1,839.00 37,331,700 日産化学 8,300 4,477.00 37,159,100 トクヤマ 111,900 3,171.00 37,734,900 大阪ソーダ 82,700 1,834.00 151,671,800 信越化学工業 105,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 三井化学 25,600 3,435.00 87,936,000 未京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 花王 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富土フイルムホールディングス 160,900 2,394.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東菜合成工業 5,200 4,865.00 25,238,000 かかり 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第三主共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東妹結 14,000 6,610.00 92,540,000 「ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 「ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,360 (7)00 「ボッザー 7,200 4,265.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	東レ	148,900	1,003.00	149,346,700	
日産化学 8,300 4,477.00 37,159,100 トクヤマ 11,900 3,171.00 37,734,900 大阪ソーダ 82,700 1,834.00 151,671,800 信越化学工業 105,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 三井化学 25,600 3,435.00 87,936,000 東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 花王 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富士フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 分子イン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 元イスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 分子イン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 小シザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 38,320,600 二デック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	ゴールドウイン	4,600	8,028.00	36,928,800	
トクヤマ 11,900 3,171.00 37,734,900 大阪ソーダ 82,700 1,834.00 151,671,800 信越化学工業 105,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 表示の心 457,936,000 表示の心 469,916,400 14,310,600 日本化学 25,600 3,435.00 87,936,000 表示の心 40,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 おと王 21,900 6,513.00 142,634,700 日かタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富土フィルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ポシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 31,3674,200 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 日並製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 5,800 6,607.00 38,320,600 日元ック 104,200 3,848.00 400,961,600	クラレ	20,300	1,839.00	37,331,700	
大阪ソーダ 82,700 1,834.00 151,671,800 信越化学工業 106,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 表示の心 東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 を正王 21,900 6,513.00 142,634,700 けカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富土フィルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ポシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 31,3674,200 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 日立製作所 27,800 6,607.00 38,320,600 日元ック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	日産化学	8,300	4,477.00	37,159,100	
信越化学工業 105,200 4,657.00 489,916,400 エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 三井化学 25,600 3,435.00 87,936,000 東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 花王 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富士フィルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 ニ菱電機 12,000 3,067.00 38,320,600 ニデック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	トクヤマ	11,900	3,171.00	37,734,900	
エア・ウォーター 92,700 2,198.00 203,754,600 四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600 三井化学 25,600 3,435.00 87,936,000 東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 花王 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富土フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ポンザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 38,320,600 ニデック 107,700 2,665.50 287,074,350	大阪ソーダ	82,700	1,834.00	151,671,800	
四国化成ホールディングス 6,100 2,346.00 14,310,600	信越化学工業	105,200	4,657.00	489,916,400	
三井化学 25,600 3,435.00 87,936,000 東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500 トリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 花王 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富士フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000	エア・ウォーター	92,700	2,198.00	203,754,600	
東京応化工業 77,500 4,029.00 312,247,500	四国化成ホールディングス	6,100	2,346.00	14,310,600	
ドリケミカル研究所 49,600 3,370.00 167,152,000 花王 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富士フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日本新館 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ポンザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 38,320,600 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 5,800 6,607.00 38,320,600 日立東電景 104,200 3,848.00 400,961,600	三井化学	25,600	3,435.00	87,936,000	
花王 21,900 6,513.00 142,634,700 サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富士フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ボシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 二デック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600 <td>東京応化工業</td> <td>77,500</td> <td>4,029.00</td> <td>312,247,500</td> <td></td>	東京応化工業	77,500	4,029.00	312,247,500	
サカタインクス 57,300 2,064.00 118,267,200 富士フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 二デック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	トリケミカル研究所	49,600	3,370.00	167,152,000	
富士フイルムホールディングス 160,900 2,994.50 481,815,050 上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 二デック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	花王	21,900	6,513.00	142,634,700	
上村工業 3,400 9,500.00 32,300,000 東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富土電機 5,800 6,607.00 38,320,600 日ブック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	サカタインクス	57,300	2,064.00	118,267,200	
東洋合成工業 5,200 4,865.00 25,298,000 メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 二デック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	富士フイルムホールディングス	160,900	2,994.50	481,815,050	
メック 59,900 2,717.00 162,748,300 中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 二デック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	上村工業	3,400	9,500.00	32,300,000	
中外製薬 24,600 6,884.00 169,346,400 第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 ニデック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	東洋合成工業	5,200	4,865.00	25,298,000	
第一三共 11,600 3,338.00 38,720,800 日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 ニデック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	メック	59,900	2,717.00	162,748,300	
日東紡績 14,000 6,610.00 92,540,000 ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 グイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 ニデック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	中外製薬	24,600	6,884.00	169,346,400	
ディスコ 7,300 44,270.00 323,171,000 ダイキン工業 15,900 18,880.00 300,192,000 ホシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 ニデック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	第一三共	11,600	3,338.00	38,720,800	
ダイキン工業15,90018,880.00300,192,000ホシザキ7,2005,238.0037,713,600イビデン50,8006,200.00314,960,000日立製作所27,8004,089.00113,674,200三菱電機12,0003,067.0036,804,000富士電機5,8006,607.0038,320,600ニデック107,7002,665.50287,074,350日本電気104,2003,848.00400,961,600	日東紡績	14,000	6,610.00	92,540,000	
ボシザキ 7,200 5,238.00 37,713,600 イビデン 50,800 6,200.00 314,960,000 日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 ニデック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	ディスコ	7,300	44,270.00	323,171,000	
イビデン50,8006,200.00314,960,000日立製作所27,8004,089.00113,674,200三菱電機12,0003,067.0036,804,000富士電機5,8006,607.0038,320,600ニデック107,7002,665.50287,074,350日本電気104,2003,848.00400,961,600	ダイキン工業	15,900	18,880.00	300,192,000	
日立製作所 27,800 4,089.00 113,674,200 三菱電機 12,000 3,067.00 36,804,000 富士電機 5,800 6,607.00 38,320,600 二デック 107,700 2,665.50 287,074,350 日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	ホシザキ	7,200	5,238.00	37,713,600	
三菱電機12,0003,067.0036,804,000富士電機5,8006,607.0038,320,600ニデック107,7002,665.50287,074,350日本電気104,2003,848.00400,961,600	イビデン	50,800	6,200.00	314,960,000	
富士電機5,8006,607.0038,320,600ニデック107,7002,665.50287,074,350日本電気104,2003,848.00400,961,600	日立製作所	27,800	4,089.00	113,674,200	
ニデック107,7002,665.50287,074,350日本電気104,2003,848.00400,961,600	三菱電機	12,000	3,067.00	36,804,000	
日本電気 104,200 3,848.00 400,961,600	富士電機	5,800	6,607.00	38,320,600	
	ニデック	107,700	2,665.50	287,074,350	
ルネサスエレクトロニクス 31,700 1,931.00 61,212,700	日本電気	104,200	3,848.00	400,961,600	
	ルネサスエレクトロニクス	31,700	1,931.00	61,212,700	

			1月1川記	<u> [</u>
ソニーグループ	239,800	3,589.00	860,642,200	
TDK	392,000	1,663.00	651,896,000	
堀場製作所	3,500	10,660.00	37,310,000	
キーエンス	10,200	54,930.00	560,286,000	
オプテックスグループ	57,800	1,605.00	92,769,000	
村田製作所	130,000	2,123.50	276,055,000	
東京エレクトロン	10,200	26,485.00	270,147,000	
デンソー	200,900	1,970.50	395,873,450	
トヨタ自動車	237,500	2,531.50	601,231,250	
テルモ	206,600	2,445.50	505,240,300	
オリンパス	34,500	1,675.00	57,787,500	
НОҮА	26,000	18,170.00	472,420,000	
アシックス	98,800	3,620.00	357,656,000	
グリムス	25,500	2,527.00	64,438,500	
東海旅客鉄道	78,300	3,295.00	257,998,500	
	12,200	3,125.00	38,125,000	
S Gホールディングス	23,000	1,596.00	36,708,000	
商船三井	8,000	4,830.00	38,640,000	
テクマトリックス	55,700	2,107.00	117,359,900	
アイル	44,000	2,580.00	113,520,000	
ティアンドエスグループ	29,100	1,160.00	33,756,000	
シンプレクス・ホールディングス	56,000	3,815.00	213,640,000	
スマレジ	81,500	3,280.00	267,320,000	
e W e L L	44,600	2,365.00	105,479,000	
グリッド	16,600	2,482.00	41,201,200	
TBSホールディングス	7,900	4,772.00	37,698,800	
テレビ東京ホールディングス	10,700	3,535.00	37,824,500	
NTT	1,270,600	151.00	191,860,600	
KDDI	15,400	2,417.00	37,221,800	
KADOKAWA	9,600	3,792.00	36,403,200	
JBCCホールディングス	60,700	1,267.00	76,906,900	
ソフトバンクグループ	45,500	10,260.00	466,830,000	
BuySell Technologies	12,300	2,900.00	35,670,000	
丸紅	69,500	2,984.00	207,388,000	
三井物産	95,600	3,048.00	291,388,800	
トレジャー・ファクトリー	112,800	1,870.00	210,936,000	
パン・パシフィック・インターナショナル ホールディングス	65,300	5,007.00	326,957,100	
日本瓦斯	34,500	2,690.50	92,822,250	
ファーストリテイリング	10,800	44,140.00	476,712,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	148,200	1,992.50	295,288,500	
三井住友フィナンシャルグループ	70,400	3,638.00	256,115,200	
第一生命ホールディングス	444,800	1,101.50	489,947,200	
L	L			

東京海上ホールディングス	54,900	5,792.00	317,980,800	
T & Dホールディングス	11,800	3,318.00	39,152,400	
オリックス	94,500	3,331.00	314,779,500	
SREホールディングス	45,500	3,185.00	144,917,500	
三井不動産	250,900	1,382.50	346,869,250	
タイミー	19,000	2,002.00	38,038,000	
サイバーエージェント	75,300	1,487.50	112,008,750	
弁護士ドットコム	78,500	3,070.00	240,995,000	
ジャパンマテリアル	172,300	1,394.00	240,186,200	
GENDA	44,000	881.00	38,764,000	
大栄環境	17,800	2,995.00	53,311,000	
INFORICH	24,400	2,553.00	62,293,200	
合 計	7,129,100		18,073,786,050	

(2)株式以外の有価証券該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年 7月31日現在です。

【いちよしジャパン成長株ファンド】

【純資産額計算書】

資産総額	19,175,320,961円
負債総額	18,903,257円
純資産総額(-)	19,156,417,704円
発行済口数	12,599,944,484□
1口当たり純資産額(/)	1.5204円

(参考)

いちよしジャパン成長株マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	19,086,802,923円
負債総額	9,176,505円
純資産総額(-)	19,077,626,418円
発行済口数	11,307,743,847□
1口当たり純資産額(/)	1.6871円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

- (2)受益者に対する特典 該当事項はありません。
- (3)譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたが、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知 するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている 振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、 委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止 期間を記述されて、

受益権の譲渡の対抗要件 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗する

ことができません。 (4)受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行 の請求を行なわないものとします。

(5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
(6)質権口記載または記録の受益権の収扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解 約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法 令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額 2025年7月末現在

490,000,000円 資本金 発行可能株式総数 16,000株 15,200株 発行済株式総数

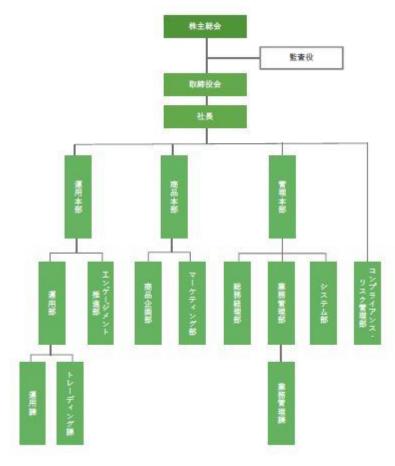
過去5年間における主な資本金の増減 該当事項はありません。

(2)委託会社の機構(2025年7月末現在)

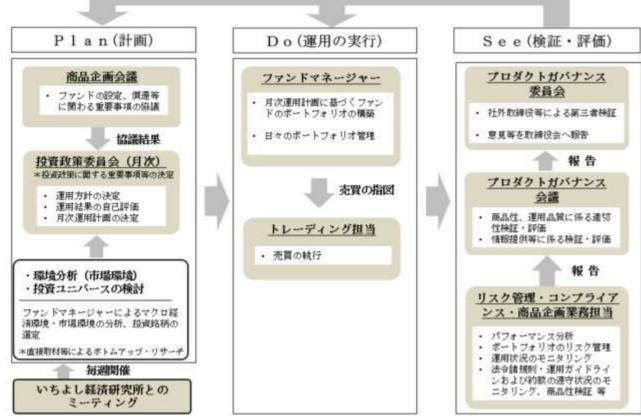
取締役会 8名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することがで きる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成をもってこれを行

さる株王の議決権の3分の1以上を有する株王が出席し、その議決権の適主数の貧成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。
取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。
取締役会はその決議により、取締役の中から代表取締役を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができます。
取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当社の重要な業務の執行について決定し、その決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行います。

組織図



委託会社の運用体制



a.Plan(計画)

ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境の分析を行います。投資銘柄の選定については、いちよし経済研究所のユニバースを中心とした銘柄群より投資ユニバースとして絞り込むため、運用部門内で検討・協議を行います。以上の分析、協議をもとに定期的に開催される投資政策委員会において運用方針を決定し、月次運用計画を策定いたします。 投資政策委員会では、ファンドマネージャーから運用状況についての報告が行われるとともに、リスク管理・コンプライアンス業務担当者からのモニタリング結果報告およびプロダクトガバナンスの検証・評価のフィードバックに対する商品企画会議での協議結果を踏まえ、今後の運用方針が検討されます。商品組成後は、各運用担当部署による運用品質管理に加え、プロダクトガバナンス会議による評価結果に基づくフォローアップや商品企画会議から重要事項の協議結果の連携を行います。

b.Do(運用の実行)

ファンドマネージャーは月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオを構築し、日々のモニタリングによりポートフォリオ管理を行いながら売買を執行します。

c.See(検証・評価)

リスク管理業務担当者によりパフォーマンス分析、ポートフォリオのリスク管理を行う他、コンプライアンス業務担当者による日々の売買状況、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款等の遵守状況のモニタリング、商品企画業務担当者による商品性の検証等が行われます。 取締役社長を議長とするプロダクトガバナンス会議を設置し、ファンドの商品性および運用品質に係る適切性、情報提供等に係る協議を行います。また、同会議の検証・評価結果に関する第三者検証を行う機関として、社外取締役等で構成するプロダクトガバナンス委員会を設置し、同委員会での意見は取締役会へ報告されます。

上記の運用体制は、2025年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。2025年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類		本数	純資産総額(百万円)
公募証	券投資信託	13	523,810
	追加型株式投資信託	13	523,810
	単位型株式投資信託	0	0
私募証	券投資信託 	15	65,222
合計		28	589,033

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について 委託会社であるいちよしアセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度	(単位:十円 <i>)</i> 当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
 資産の部	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
流動資産		
現金・預金	1,314,222	1,682,043
前払費用	12,436	12,616
立替金	19,489	25,436
未収委託者報酬	1,015,732	1,178,233
未収運用受託報酬	75,857	42,668
未収投資助言報酬	20,032	17,146
流動資産合計	2,457,771	2,958,144
固定資産	2,407,771	2,000,144
有形固定資産		
建物	42,714	34,706
建物器具・備品	11,157	11,606
有形固定資産合計	1 53,872	1 46,312
無形固定資産	33,072	1 40,012
ソフトウエア	2,273	62,431
ソフトウエア仮勘定	35,095	02,431
商標権	216	140
無形固定資産合計	37,585	62,571
投資その他の資産	37,303	02,571
投資をの他の資産 投資有価証券	243,004	173,228
	2 20,025	2 19,880
長期差入保証金 繰延税金資産	11,709	14,374
投資その他の資産合計	274,738	207,484
	366,196	316,368
	2,823,968	3,274,513
貝性口引 台售の郊	2,023,900	3,214,313
負債の部 流動負債		
前受収益	_	7,437
預り金	3,996	3,365
未払金	325,580	363,974
未払手数料	2 309,417	2 355,871
その他未払金	2 309,417	2 333,871
未払費用	66,667	78,594
<u> </u>	348,014	344,503
未払法人税等 未払消費税等	48,248	63,201
	40,240	6,132
賞与引当金 流動負債合計	797,454	867,210
	191,454	007,210
固定負債合計	_	_
	797,454	867,210
_ <u>負債合計</u> _ 純資産の部	191,454	001,210
一部貝座の印 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
株主資本 資本金	490,000	490,000
具	490,000	490,000
	122 500	122 500
利益準備金	122,500	122,500
その他利益剰余金 繰越利益剰余金	4 200 740	4 770 500
	1,398,746	1,779,580
株主資本合計	2,011,246	2,392,080
評価・換算差額等	45.007	45,000
その他有価証券評価差額金 純資産合計	15,267	15,222
	2,026,513	2,407,303
負債・純資産合計	2,823,968	3,274,513

(2)【損益計算書】

	****	(単位:十円)
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
Walled A.	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬 運用受託報酬	3,514,115	4,031,184
運用受託報酬	197,201	155,042
以咨的主起W	54,999	54,245
	3,766,316	4,240,472
<u> </u>	3,700,310	4,240,472
投資助言報酬		
支払手数料	1 1,303,422	1 1,456,826
広告宣伝費	12,449	16,938
広告宣伝費 調査費	319,126	394,237
情報機器関連費	158,935	176,012
	30,621	38,924
季託費	129,569	179,300
事務委託費	55,658	62,183
哭目 借 品費	5,421	3,094
一	8,522	8,270
中未桃紅貝	3,957	
営業資料費 一		3,003
<u> </u>	2,794	3,019
孟会費	12	32
協会費	50	263
教育研究費	1,708	1,951
一	1,704,600	1,941,551
古未具用口口 	1,704,000	1,941,001
一般管理費	200 044	055 400
<u> </u>	390,611	355,193
役員報酬	57,480	33,000
従業員給料	272,318	260,731
後員報酬 従業員給料 その他報酬給料	5,700	6,241
當片引出全經 λ	4,947	6,132
賞与引当金繰入 福利厚生費	50,165	49,088
一	50,105	
交際費	3,433	3,020
旅費交通費	4,235	5,677
租税公課 不動産賃借料	35,473	31,366
不動産賃借料	33,483	21,043
その他不動産関係管	5,260	945
新聞書籍費 消耗品費 水道光熱費	540	413
当托 <u>只</u>	521	387
小坦兀热貝 	2,273	1,958
雑費	525	919
減価償却費	22,230	18,284
一般管理費合計	498,589	439,210
営業利益	1,563,127	1,859,709
<u> </u>	, , , , , ,	, ,
	5,335	80
入れ印コ <u>北</u> 加加 加加 加加 加加 加加 加加 加加		77
雑収入 営業外費用	5	
台莱沙莫州		
雑損失	-	_
経常利益	1,568,467	1,859,867
特別利益		
投資有価証券売却益	39,430	9,291
特別損失	33,100	3,201
		A 000
<u>投資有価証券売却損</u>	- 200	4,868
固定資産除却損	299	-
税引前当期純利益	1,607,598	1,864,290
法人税、住民税及び事業税	490,171	574,391
法人税等調整額	1,267	2,934
法人税等合計	488,904	571,456
当期純利益		
当别代刊画	1,118,694	1,292,833

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	評価・換算 差額等			
資本金	<u>利益</u> 利益	益剰余金 その他利益 剰余金	株主資本	その他 有価証券	純資産 合計

		準備金	繰越利益 剰余金	合計	評価差額金	
当期首残高	490,000	122,500	888,051	1,500,551	24,570	1,525,122
当期変動額						
剰余金の配当			608,000	608,000		608,000
当期純利益			1,118,694	1,118,694		1,118,694
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					9,303	9,303
当期変動額合計	-	-	510,694	510,694	9,303	501,391
当期末残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15.267	2,026,513

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本 評価・換算 差額等					
		株主資本				
	資本金	利益 利益 準備金	無剰余金 その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	純資産 合計
当期首残高	490,000	122,500	1,398,746	2,011,246	15,267	2,026,513
当期変動額		·				
剰余金の配当			912,000	912,000		912,000
当期純利益			1,292,833	1,292,833		1,292,833
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				·	44	44
当期変動額合計	-	-	380,833	380,833	44	380,789
当期末残高	490,000	122,500	1,779,580	2,392,080	15,222	2,407,303

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

以外のもの

(1) その他有価証券

市場価格のない株式等

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

建物附属設備及び構築物

・2016年4月1日以降に取得したもの

定額法

上記以外

・2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物附属設備及び構築物

6年

器具・備品

4年~15年

(2)無形固定資産

版が目にまた。 定額法を採用しております。 なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法 によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法により算出した支払見込額を計上し ております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に 基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる運用により履行義務が充足されるという前提に基づき、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定

した報酬を受取ります。当該報酬は契約期間にわたる均一の助言サービスの提供により履行義務が充足されるという前提に基づき、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

5.グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	23,166	34,041
2 関係会社に対する資産及び負債		
長期差入保証金	19,880	19,880
未払手数料	307,690	353,787
その他未払金	618	632

(単位:千円) (損益計算書関係) 当事業年度 前事業年度 2023年4月1日 2024年4月1日 2024年3月31日) 2025年3月31日) 1 関係会社に対する取引の主なもの 1,293,664 1,448,261 支払手数料

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式数に関する事項

<u> 削争耒平歧(日</u>	2023年4月1日 主	2024年3月31日)		
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,200	-	-	15,200

2. 配当に関する事項

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類			基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	608	40,000	2023年3月31日	2023年6月22日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(<u>4 / 坐十口 // 二</u> = -	F*TZICIA				ユザネー 及しるるし	
決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	利益	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

当事業年度(自 2024年4月1日 (1)配当全支払額 至 2025年3月31日)

決議	株式の 種類	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	912	60,000	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,140	75,000	2025年3月31日	2025年6月20日

(金融商品関係)

_前事業年度(2024年3月31日)		-	(単位:千円)
	貸借対照表計上額	時価	差額

(1)投資有価証券	243,004	243,004	-
資産計	243,004	243,004	-

当事業年度(2025年3月31日) (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券	173,228	173,228	-
資産計	173,228	173,228	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

合計

(1)投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(注2)市場価格のない株式等の貸借対照表計上額 該当事項はありません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日) (単位:千円) 1年超 5年超 10年以内 1年以内 5年以内 10年以内 (1)預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬 1,313,960 1,015,732 75,857 (4)未収投資助言報酬 20,032

当事業年度(2025年3月31日) (単位:千円)

2,425,582

	,			(-
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年以内
(1)預金	1,681,668	-	-	-
(2)未収委託者報酬	1,178,233	-	-	-
(3)未収運用受託報酬	42,668	-	-	-
(4)未収投資助言報酬	17,146	-	-	-
合計	2,919,717	-	-	-

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベル に分類しております。

レベル1 の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2 の時価:レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定し

た時価

レベル3 の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年3月31日)

15 A 1 & (=== 1 0) 10					
区分	時価 (千円)				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券 その他有価証券					
証券投資信託	-	243,004	-	243,004	
資産計	-	243,004	-	243,004	

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時価 (千円)				
上	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券 その他有価証券					
証券投資信託	-	173,228	-	173,228	
資産計	-	173,228	-	173,228	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリス クの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類し ております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(自	I 2023年4月1日	至	2024年3月31日)
HI =	<u> </u>		202 1 1 3 / 3 1 1

禾 番米百	貸借対照表計上額	取得価額	差額
个里 天只	(千円)	(千円)	(千円)

貸借対照表計上額が 取得価額を超えるもの 証券投資信託	233,798	211,000	22,798
小計	233,798	211,000	22,798
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの			
証券投資信託	9,206	10,000	794
小計	9,206	10,000	794
合計	243.004	221.000	22.004

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	<u> </u>		
種類	貸借対照表計上額	取得価額	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が			
│取得価額を超えるもの			
取得価額を超えるもの 証券投資信託	172,330	150,000	22,330
小計	172,330	150,000	22,330
貸借対照表計上額が 取得価額を超えないもの			
取得価額を超えないもの			
証券投資信託	898	1,000	101
小計	898	1,000	101
合計	173,228	151,000	22,228

2.事業年度中に売却したその他有価証券 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	<u> </u>		
区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	(日/1111)	(= / / / / / / - / / - / / / / / / / / /	(日/111)
体式 債券	-	- -	-
その他	229	39	-
合計	229	39	_

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式 債券		-	-
その他	84	9	4
合計	84	9	4

(注)上記その他有価証券の「売却額」「売却益」「売却損」には、「償還額」「償還益」「償還損」が含ま れています。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益の分解情報

(単位:千円)

		(十四・111)
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
運用受託報酬	197,201	155,042
投資助言報酬	54,999	54,245
委託者報酬	3,514,115	4,031,184
合計	3,766,316	4,240,472

(注)収益の分解情報は損益計算書の収益を基礎としております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は「財務諸表 重要な会計方針に係る事項 4.収益及び費用の計上 基準」に記載しております。

(税効里会計関連)

(杭刈未云計)(成以							
(税効未会計関連) 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	(単位:千円)						
	前事業年度	当事業年度					
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)					
繰延税金資産							
賞与引当金	1,882	1,877					
未払社会保険料	408	359					
未払事業税	15,194	16,642					
資産除去債務	1	-					
減価償却の償却超過	960	2,500					
その他有価証券評価差額金	1	-					
繰延税金資産 小計	18,446	21,380					
評価性引当額	-	-					
繰延税金資産 合計	18,446	21,380					
繰延税金負債							
その他有価証券評価差額金	6,737	7,006					

繰延税金負債 合計	6,737	7,006
繰延税金資産の純額	11,709	14,374

- 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、前事業年度、当事業年度ともに 法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
- 3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に 関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又は これらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。
- 4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の訂正 「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13条)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛費特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以下の企業を経過した。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以下の企業を収集した。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以下の企業を収集しまれる。 税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しており ます。 なお、この税率変更による影響は、軽微であります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

対単行報 サービスごとの情報 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超え 投信投資顧問業及ひ関連ップとのに るため、記載を省略しております。 20024年4月1日 至

当事業年度(自 2024年4月1日 2025年3月31日)

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超え るため、記載を省略しております。

- 2 地域ごとの情報(1) 営業収益

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

本邦の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記 載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

本邦に所有している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記 載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	(単位:十円)
顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,073,287
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	454,520

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	(単位:千円)
顧客の名称または氏名	営業収益
いちよし中小型成長株ファンド	1,133,678
いちよしファンドラップ専用投資信託 内外株式	583,920

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 該当事項はありません。 至 2025年3月31日)

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(関連当事者情報) 1.関連当事者との取引 親会社及び法人主要株主等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

則事	業年度(目 202	23年4月1日	至	2024年3月31	1)				
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						当社投資信託の募 集の取扱及び売出 の取扱ならびに投 資信託に係る事務 代行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払い 1	1,282,876	未払 手数料	307,690
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	特定金銭信託、及 び年金信託に関す る投資ー任契約の 代理に関する業務	代理業務に かかる 報酬の 支払い 2	10,788	未払費用	3,024
						役員の兼任 出向者の受入	出向者 負担金の 支払い 2	217,080	-	-
						グループ通算制度	グループ 通算制度に 伴う支払 予定額	618	未払金	618

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しておりま
- す。 2 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と協議して決定しております。

当事	業年度(自 202	4年4月1日	至	2025年3月31	目)				
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等の 所有 (被所有者) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						当社投資信託の募 集の取扱及び売出 の取扱ならびに投 資信託に係る事務 代行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払い 1	1,437,183	未払 手数料	353,787
親会社	いちよし 証券株式 会社	東京都中央区	14,577	証券業	被所有 直接 100% 間接 -	特定金銭信託、及 び年金信託に関す る投資ー任契約の 代理に関する業務	代理業務に かかる 報酬の 支払い 2	11,077	-	-
						役員の兼任 出向者の受入	出向者 負担金の 支払い 2	228,699	-	-
						グループ通算制度	グループ 通算制度に 伴う支払 予定額	632	未払金	632

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

- 投資信託に係る事務代行手数料の支払いについては、商品性等を勘案し総合的に決定しておりま
- 代理業務にかかる報酬の支払い及び、出向者負担金の支払いについては、いちよし証券株式会社と 協議して決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

いちよし証券株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	133,323円27銭	158,375円19銭
1株当たり当期純利益金額	73,598円31銭	85,054円85銭

(注)なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないために記載しており ません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎

・水山にファルスにはジャルエン学派	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,026,513	2,407,303
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	15,200	15,200

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

17/13/12) = 7/3/10 3 m m HX 32 34 VC T 32 E MC	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	1,118,694	1,292,833
普通株式の期中平均株式数(株)	15,200	15,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ
- がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。 (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で
- くは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
 (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
 (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
 (5)上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。
- れのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項 委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

,	<u> XIII X II</u>			
	名	称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営 むとともに、金融機関の信 託業務の兼営等に関する法 324,279百万円 三菱UFJ信託銀行株式会社 律に基づき信託業務を営ん でいます。

<再信託受託会社の概要>

: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 : 10,000百万円(2025年3月末現在) 名称

資本金の額

:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 事業の内容

再信託の目的:原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受 託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべ てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

名 称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	
静岡東海証券株式会社	600百万円	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん
七十七証券株式会社	3,000百万円	でいます。
三豊証券株式会社	300百万円	· · ·

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

いちよし証券株式会社は、いちよしアセットマネジメント株式会社の発行済株式総数の100%を保有して おります。(2025年7月末現在)

第3【その他】

- (1)目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」または「投資信託説明書(請求目論見 書)」という名称を使用します。
- (2)目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日 ファンドの基本的性格など 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3)目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな らない旨の記載。

らない目の記載。 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。 「ご購入に際しては、目論見書の内を十分にお読みください。」という趣旨の記載。 請求目論見書の入手方法(ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど)についての記載。 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合には その旨の記録をしておくべきである旨の記載

その旨の記録をしておくべきである旨の記載。 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記

(4)交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。 ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用 がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはな

らない旨の記載。 (5)交付目論見書に「ファンドの費用・税金」について、よりご理解を深めていただくための「ご案内」を 記載することがあります。

EDINET提出書類

いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 有価証券届出書(内国投資信託 (6)有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者 の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。 (7)目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」 「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の 内容の記載とすることがあります。 (8)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。 (9)目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月18日

いちよしアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 市川克也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているいちよしアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理 に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人 は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

- る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2025年9月12日

いちよしアセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

> EY新日本有限責任監査法人 東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」 に掲げられているいちよしジャパン成長株ファンドの2024年7月13日から2025年7月14日までの計算期間の 財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、いちよしジャパン成長株ファンドの2025年7月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当 監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に 関する規定に従って、いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその 他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい る。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務 諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相 違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。 虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- · 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関

EDINET提出書類 いちよしアセットマネジメント株式会社(E30994) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継 続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

いちよしアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。